

原 水 ・ 浄 水 ・ 水 質 試 験 (検 査) 報 告 書

令和2年4月21日

依 頼 者 名	白 糠 町 長 棚 野 孝 夫 様				
分 析 試 料 名 及 び 採 取 場 所 等	白糠系統 浄水 給水栓 (浄水場公宅)				
分 析 受 付 日	令和2年4月15日				
採 取 時 刻	10:17	水 温 (℃)	4.2	残留塩素濃度 (mg/L)	0.46

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

厚生労働省 登録番号209号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	9.1	200
46	有機物等 (全有機炭素 (TOC) の量) (mg/L)	1.0	3
47	pH値	7.0 (17℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	当社	採水者氏名	神谷 雄一郎
分 析 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和2年4月15日～令和2年4月21日

原 水 ・ 浄 水 ・ 水 質 試 験 (検 査) 報 告 書

令和2年4月21日

依 頼 者 名	白 糠 町 長 棚 野 孝 夫 様				
分 析 試 料 名 及 び 採 取 場 所 等	白糠系統和天別 浄水 給水栓(佐々木宅)				
分 析 受 付 日	令和2年4月15日				
採 取 時 刻	9:51	水温(℃)	3.3	残留塩素濃度 (mg/L)	0.55

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

厚生労働省 登録番号209号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	9.2	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	1.0	3
47	pH値	7.0(19℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	依頼者	採水者氏名	神谷 雄一郎
分 析 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和2年4月15日～令和2年4月21日

原水・浄水・水質試験（検査）報告書

令和2年4月21日

依頼者名	白糠町長 棚野 孝夫 様			
分析試料名及び 採取場所等	庶路系統 浄水 給水栓(役場庶路支所)			
分析受付日	令和2年4月15日			
採取時刻	9:27	水温(℃)	8.7	残留塩素濃度 (mg/L) 0.58

事業者:環境コンサルタント株式会社

〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地

事業所:本社事業部

厚生労働省 登録番号209号

〒088-0606 釧路郡釧路町中央6丁目15番地2

TEL (0154) 40-2331 FAX (0154) 40-3754

水質検査部門管理者 久保下 誠



上記の試料について下記のとおり報告いたします。

記

	分 析 項 目	分 析 結 果	水 道 水 質 基 準
1	一般細菌 (個/mL)	0	100
2	大腸菌	検出せず	検出されないこと
38	塩化物イオン (mg/L)	9.1	200
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	1.0	3
47	pH値	7.0(20℃)	5.8~8.6
48	味	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常でないこと
50	色度 (度)	0.5未満	5
51	濁度 (度)	0.2未満	2

試料採取者	依頼者	採水者氏名	神谷 雄一郎
分析 方法	平成15年厚生労働省告示第261号による。		
判 定	上記の検査項目については平成15年度厚生労働省令第101号の飲料水基準に適合する。		

備考 分析結果に“～未満”と表されている数値は、定量下限値を表す。

検査期間：令和2年4月15日～令和2年4月21日